

緑地帯管理業務委託 仕様書

第一章 一般事項

1. 事業名称 緑地帯管理業務委託
2. 委託者 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
3. 施設名称 さくら斎場
4. 事業場所 千葉県佐倉市大蛇町790番地4 外
5. 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

6. 委託概要

受託者（以下、「乙」という。）は、設計図書及び本仕様書に基づき、委託者（以下、「甲」という。）の敷地における緑地帯管理業務委託を遂行するものとする。

当該業務委託は、甲の敷地内（緑地帯等）の管理、清掃等を主たる業務とし、環境の保全と美観の維持を図ることを目的とする。

なお、敷地内（緑地帯等）には、住民が散策する山林及び調整池等がある。

(1) 業務概要

- ① 敷地内清掃
- ② 除草
- ③ 樹木の管理(剪定、病虫害防除等)
- ④ 芝生の管理
- ⑤ 花壇の管理
- ⑥ 調整池の管理(池内のガマ刈込み等)
- ⑦ 刈草等ごみ運搬処理
- ⑧ 立ち折れ木撤去処分
- ⑨ 苔除去

7. 施設の特徴等

- (1) 甲の施設「さくら斎場」は、佐倉市、四街道市及び酒々井町で構成する公営施設で葬儀式場を有する火葬場である。
- (2) 施設の休場日は、友引の日である。よって、友引の日を中心に作業を行うこと。作業が施設の運営に支障を来すものは、必ず友引の日に行うこと。
- (3) 作業に当たっては、利用者及び来場者等に迷惑をかけないようにすること。

8. 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び本仕様書によるほか関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

9. 指示及び監督

本業務を遂行するに当たり、甲の担当職員（以下、「職員」という。）と密接な連絡を取り、その指示、監督を受けなければならない。

10. 配置技術者及び業務主任技術者

(1) 乙は、1級造園施工管理技士又は1級造園技能士の有資格者を配置技術者に選任すると共に、作業現場における業務を遂行する際の総合的な管理をつかさどる業務主任技術者を定め、書面をもってその氏名を甲に提出しなければならない。

なお、当該者を変更したときも同様とする。

(2) 業務主任技術者は、設計図書に基づき作業現場における緑地帯管理業務を適確に行うために必要な作業計画書（工程表を含む）を作成し、提出しなければならない。

なお、工程については、あらかじめ職員と協議し承諾を受けなければならない。

(3) 業務主任技術者は、工程管理、出来形管理、安全管理、その他の技術上の管理及び施工に従事する者の指導監督の職務を誠実に履行し、業務全般の総合調整に努めなければならない。

11. 手続き等

乙は、委託契約締結後、速やかに以下の書類を提出し甲の承認を得なければならない。

(1) 作業計画書（工程表含む）

(2) 業務主任技術者選任届（経歴書、資格証の写しを含む）

(3) 報告書

① 作業日報（日々の作業が終了の都度）

② 業務完了報告書（業務がすべて完了した時）

（添付書類）

完了届、記録写真、業務出来形報告書（委託料の支払回数に応じて）

記録写真は、作業回数及び作業前、作業中、作業後が対比できる様に、写真帳に図示整理すること。

12. 軽微な変更

現場の状況及びその他関連事業との関係で生じた軽微な変更は、職員の指示に従い行うこと。この場合、委託金額の増減は行わない。

13. 第三者業者との調整

乙は、本業務の遂行にあたり第三者業者と競合する場合は、充分協議の上、円滑な業務の遂行に努めなければならない。

14. 業務委託料の支払方法

委託料の支払回数は、年6回以内とし、支払割合は出来形に基づくものとする。

甲は、請求書を受領後30日以内に支払うものとする。

15. 安全対策

(1) 人の往来に気を配り、十分な安全対策を施すこと。

(2) 実施個所で危険が及ぶ範囲に人が立ち入らないようにすること。

16. 業務遂行における損害賠償

乙は、業務の遂行において故意又は過失により、甲の建物等を破損又は滅失させた時、あるいは、甲又は第三者へ対物、対人等の損害を及ぼした場合、その損害を賠償するものとする。

ただし、次の場合は、この限りでない。

- ① 損害が天災地変等に起因する場合
- ② 損害が甲の責に起因する場合
- ③ 損害が公正な第三者により、乙の責に起因すると認められない場合

17. 手直し修正

甲の検査等により、手直し修正のある場合は、乙の責任において速やかに手直し等の処置を行わなければならない。また、作業完了後に乙の過失または疎漏に起因する不良が発見された場合も同様とする。

18. 疑義

業務委託契約書及び本仕様書において定めのない事項が生じた場合は、甲乙で協議し、乙は甲の指示に従うものとする。

第二章 業務内容

1. 管理名称と区域

本業務は、次に掲げる（１）～（７）の管理名称と区域ごとに区分けする。

業務の内容及び数量は、別添「緑地帯管理数量表」を参照。

業務の区域は、別添「さくら斎場管理敷地 平面図(1)及び(2)」、「建物ひさし屋上平面図(苔除去)」及び「苔除去(写真)」、「立ち折れ木 積算表(写真)」、「参考写真1～3」を参照。

なお、写真は、あくまでも参考とし、必ず現地確認を行うこと。

(1) 進入路植樹帯管理

(区域)

- ① 植樹帯A (傾斜地)
- ② 植樹帯B・進入路入口花壇
- ③ 植樹帯C
- ④ 植樹帯D
- ⑤ 芝生広場
- ⑥ 調整池A

(2) 道路管理

(区域)

- ① 進入道路 ※道路中央にある分離帯は佐倉市管理のため対象外
- ② 下水路管理用道路
- ③ 斎場前道路

(3) 駐車場管理

(区域)

- ① 第1駐車場
- ② 第2駐車場・職員駐車場

- ③ 第3駐車場
- ④ 臨時駐車場
- (4) 庭園管理
 - (区域)
 - ① 前庭(芝生)
 - ② 斎場(建物)周り
 - ③ 中庭A
 - ④ 中庭B
 - ⑤ 主庭
- (5) 斎場(建物)裏側緑地帯傾斜地管理
 - (区域)
 - ① 緑地帯傾斜地A
 - ② 緑地帯傾斜地B
- (6) 幼稚園側調整池・緩衝帯管理
 - (区域)
 - ① 調整池B
 - ② 調整池C・緑地帯調整池C
 - ③ 緩衝帯
- (7) 山林公園管理
 - (区域)
 - ① 山林公園
 - ② 住宅地/幼稚園側傾斜地
 - ③ 作業道路(斎場～山林)
- (8) 建物ひさし屋上

2. 植樹の区分け

本仕様書等における植樹(樹木)の区分けは、次のとおりとする。

- ① 低木：樹高1.5m未満(根元から幹と区別がない複数の枝を出すなど、主幹が不明瞭なもの等)
- ② 中木：樹高1.5m以上～4m未満
- ③ 高木：樹高4m以上

3. 業務内容(作業手順)等

(1) 清掃工

- ① 道路や駐車場のアスファルト清掃では、道路と側溝の隙間等から発生する雑草を除去すること。
- ② 清掃は、適期に実施すること。

(2) 除草工

- ① 除草は、あらかじめ必要作業員を確保し適期に作業に入れるよう手配すること。
- ② 除草の際にゴミの清掃も行うこと。
- ③ 除草剤の使用に当たっては、その特性を十分認識し濃度、散布量に注意するとともに周辺の植物にかからぬよう、むらなく散布すること。
散布日は、天候に注意し強風、高温及び雨の予想される日は避けること。

(3) 芝生

- ① 芝生の管理は、芝の密度を高め、雑草を生えにくくし適切に管理すること。
- ② 成育に応じて目土かけを適時に行うこと。
- ③ 施肥は、散粒器などを利用し均一に行い、むらなく成育するようにすること。
- ④ エアレーションは、適切な時期に行い、平坦地は機械、傾斜地は人力で行うこと。
- ⑤ 芝刈りは、適期に実施すること。

(4) 植樹剪定・刈込み

- ① 樹木の特性を十分認識し、適期に作業が行われるように心掛けること。
- ② 作業終了後は、直ちに枝、葉等を搬出すること。
- ③ 進入路植樹帯管理の桜は、大型バス等の交通に支障を来たすおそれがある枝を除去すること。

(5) 病虫害防除

- ① 使用する農薬は、その特性を十分認識し濃度、散布量に注意し、葉の表、裏、枝など、樹木全体に散布すること。
- ② 散布日は、原則、休日とし、天候に注意し強風、高温及び雨の予想される日は避けること。
また、他と隣接する場所は、その所有者の許可を得て行うこと。
- ③ 農薬による中毒事故を防ぐため、散布する際には、作業員はもとより周辺の人畜や車両等に対し十分注意を行い、安全を確保し農林水産省の使用上の注意を守り作業を行うこと。
- ④ 農薬散布完了後の散布場所において、病虫害の発生・生息が確認された場合は、委託料の範囲内で適正な対処を行うこと。

(6) 苔除去

- ① 除去する苔は、建物ひさしの屋上（^{さいせき}砕石敷き詰め）に生息している。
駆除剤により枯らした後、砕石から引き剥がし、適正に撤去運搬し処分すること。
苔にくっついた砕石は、苔から取り除くこと。
別添「建物ひさし屋上 平面図（苔除去）」及び「苔除去(写真)」参照。
- ② 駆除剤の選定に当たっては、甲の承認を得ること。
- ③ 駆除剤の容量は、メーカーの仕様で最も効果がある面積当たりの使用量や希釈水量等から算出すること。
- ④ 駆除剤の使用に当たっては、使用量、使用方法等を誤らないように注意すること。
- ⑤ 駆除剤による中毒事故を防ぐため、散布する際には、作業員はもとより周辺の人畜や車両等に対し十分注意を行い、安全を確保し使用上の注意を守り作業を行うこと。

(7) 花壇

- ① 年間を通して花が絶えないように管理すること。また、植える花は火葬場という場所を踏まえて選定すること。※紅白にならないよう注意。
- ② 定期的に除草を行うこと。特に、盛夏期間（6～9月）は、頻繁に行うこと。

(8) ガマ刈込み

- ① 臨時駐車場側の調整池Aについては、池内のガマ刈込みを適期に行うものとする。
※ 水深は、深い場所で1メートル程度

(9) 刈草等ゴミ運搬処理

- ① 上記、(1)～(7)の業務で発生した刈草等ゴミは、適正に運搬し処分すること。

(10) 立ち折れ木撤去処分

- ① 幹の途中から立ち折れた高木の撤去・処分を行うものである。
- ② 立ち折れ木の大きさ、数量等は、別添「立ち折れ木 積算表(写真)」を参照のこと。
- ③ 山林公園内には遊歩道があり、住民の通行があることから、安全には十分留意して作業を行うこと。

(11) その他、倒木撤去等

- ① 台風被害等による倒木は、概ね高木2本程度について本業務により撤去・処分を行うこと。
- ② 甲の職員により、芝刈り等を行った場合の刈草等は、本業務により撤去・処分を行うこと。

4. 環境への配慮

本委託については、環境に配慮し、『できる限り農薬は使用しないが、やむを得ず使用する場合であっても最小限に留め、安全な方法で使用する。』という甲の基本方針があるため、農薬を使用する場合、乙は、必ず事前に甲と協議を行うこと。

なお、やむを得ず使用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) やむを得ず、農薬を使用する場合の措置

- ① 散布前の周辺への周知
- ② 気象条件や散布日・散布時間帯の配慮
- ③ 散布場所への立ち入り制限措置
- ④ 農薬使用履歴等の報告

(2) 適切な農薬の使用

- ① 農薬は、適用作物、防除対象の病害虫に適用がある登録農薬（農薬取締法による登録を受けたもの）とする。
- ② 散布区域及び使用する農薬は必要最小限にとどめ、使用方法、使用上の注意事項を遵守すること。

(3) 農薬使用履歴等の報告

病害虫の発生状況、農薬に関する事項（種類、名称、希釈倍率、単位面積あたりの使用量）、使用日時、使用場所、使用した樹木等の名称、使用方法等を記録し報告すること。

(4) その他

- ① 防除・駆除について、法令や通知等による管理基準がある場合は、これを優先すること。
- ② 農薬以外の薬剤についても、原則、本基本方針に準ずること。

5. その他

この仕様書に明記していない事項であっても、業務上必要な事項は、本委託の範囲内において誠実に実施すること。